

江戸川区議会会議規則の一部を改正する規則

江戸川区議会会議規則（昭和三十一年十月議会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第一百八条第二項中「速記法によつて速記」を「録音を反訳」に改める。

付 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（説明）

議事について、速記による方法から、録音を反訳する方法に改めるため、本案を提出いたします。